

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	18 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は昭和 53 年に国民年金に加入して以来ずっと国民年金保険料を納付してきたのに、58 年 4 月から 59 年 3 月までが未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和 53 年 4 月以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し、国民年金第 3 号被保険者と第 1 号被保険者の種別変更手続を適切に行っているなど、国民年金制度への関心は高く、保険料の納付意識も高いことがうかがえる。

また、申立人の夫も、厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行い、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

さらに、申立期間は任意加入期間で 12 か月と短期間であり、その前後の期間は納付済みとなっていることから、申立期間についてもその前後と同様に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、会社を辞めた昭和48年4月に国民年金に加入し、同年4月から49年3月までの私と夫の保険料と一緒に現年度納付したはずなのに、この期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人には申立期間以外に未納期間は無く、申立人の保険料の納付意識が高いことがうかがわれる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付について、夫の分も含めすべて自分が行ってきたと述べており、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることから、その主張を裏付けるものであり、申立期間の保険料についても過年度納付した可能性が高いと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から48年3月まで  
② 昭和48年4月から49年3月まで  
③ 昭和50年1月から同年3月まで

私が会社を辞めた昭和46年1月に妻が私の国民年金加入手続を行い、申立期間①、②及び③の保険料を現年度納付したはずなのに、申立期間①が未加入、②及び③が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②は12か月と短期間である上、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻についても、同様に未納期間になっているものの、それ以外の期間はすべて納付済みとなっており、申立人の妻の納付意識が高く、申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたということは、申立人の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されていることから、申立人の妻が申立人夫婦の保険料を納付していたとする主張には信用性があり、申立期間②の保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間③は3か月と極めて短期間である上、申立人の妻が常に夫婦の保険料と一緒に納付していたと述べているにもかかわらず、申立人の妻だけが納付済みとなっているのは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であることに加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間及び 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案1005

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、口座振替で国民年金保険料を納付したのに、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、申立期間直前の期間については、納付書により過年度納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高いことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案1006

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年12月まで

私は、国民年金保険料を未納にしていると、必ず役所から納付するように督促が来たので、必ず納付したはずである。未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立人の国民年金保険料収納記録は、申立期間を除いて、未納期間が無い。

また、申立人は、国民年金と厚生年金保険の2回の切替手続を適切に行っている上に、現年度納付以外の未納期間については、過年度納付及び特例納付により保険料を確実に納付していることから、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 46 年 6 月まで  
② 昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、第 3 回目の特例納付実施期間中に、夫の分と一緒に 2 回に分けて金融機関で納付しており、社会保険事務所からの納付した事実が確認できないとの回答には納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が昭和 55 年 2 月に連番で払い出されていること、夫婦共に 53 年 4 月以降の国民年金加入期間については保険料をすべて納付していることから、申立期間の保険料について夫婦二人分を一緒に特例納付したとの主張に不自然さは見られず、申立期間のうち 43 年 4 月から 46 年 3 月までについては、夫が 55 年 6 月に特例納付していることから、申立人の当該期間の保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間のうち昭和 43 年 4 月から 46 年 3 月までを除く期間については、申立人の夫も厚生年金保険加入期間を除き未納となっており、申立人は納付金額等の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況が不明確である。

また、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から40年3月まで  
② 昭和46年6月から53年3月まで

申立期間①については、亡くなった母が毎月、市へ納付してくれていた。申立期間②については、同じく母が昭和55年ころ、私の未納期間の国民年金保険料を納付するため、市の社会福祉協議会から15万か18万円ほどを借り入れて一括納付したのに、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①は、6か月と短期間であり、その前後の期間は納付済みとなっている上、申立人は、昭和55年6月に41年4月から46年5月までの国民年金保険料を特例納付していることから、それより前の申立期間①が未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間②について、申立人は、昭和55年ころに特例納付を1回行ったと主張していることから、55年6月に41年4月から46年5月までの保険料を特例納付した時に申立期間②の保険料も一緒に特例納付したとすると、その保険料額は57万6,000円となり、申立人が一括納付したと述べている金額と大きく相違する。

また、市の社会福祉協議会の貸付台帳から、国民年金保険料の特例納付を目的として申立人に対して25万円の貸付が行われたことが確認できる上、当該金額は、申立人が昭和55年6月に特例納付した金額(24万8,000円)とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉厚生年金 事案373

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和42年11月分の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月29日から同年12月1日まで

C厚生年金基金から社会保険業務センターに照会した結果、昭和42年11月の1か月が欠落しているとの回答であった。私は、昭和34年3月にA株式会社に入社以来、同社に一貫して勤務しており、空白期間が生ずるはずは無い。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された従業員台帳及び雇用保険の加入記録などから、申立人はA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年10月の社会保険事務所の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 20 日から 38 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 10 月 15 日から 43 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 43 年 4 月 1 日から 同年 5 月 1 日まで

私は、脱退手当金を受け取ったとされる昭和 43 年 12 月 7 日前後は、長女出産のため帰省中であり、当時の住所地である A 市で脱退手当金を受領することはできない。また、結婚してから退職後はすぐに国民年金へ加入し、保険料を欠かさず納めており、そんな私が脱退手当金の受領を考えるはずが無く、第三者委員会において再調査をお願いします。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社 B の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページと前後 5 ページに記載されている女性 25 名のうち、申立人とほぼ同時期に脱退手当金が支給されている者（3 名）の被保険者名簿については、脱退手当金を支給したことを表す「脱」の表示があるが、申立人の被保険者名簿にはその表示が無い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするが、申立人の 3 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間については計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

さらに、申立期間後は国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付しており、老後の年金受領を楽しみにしていたとする申立内容は信用でき、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、資格取得日は平成5年5月17日、資格喪失日は同年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月17日から同年10月1日まで

私は、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、株式会社Aの記録が無い旨の回答であった。在職期間中の厚生年金保険料が控除されている給与明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与支払明細書及び雇用保険の記録から、申立人が株式会社Aに平成5年5月17日に入社し、同年9月30日まで継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁の記録では、同社が、申立人について平成5年5月17日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録には、当初、申立人の申立期間に係る被保険者期間が記録されていたが、平成6年8月11日付けで、これをさかのぼって取消された処理が記録に残されているが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の被保険者資格の取消は有効なも

のとは認められず、社会保険事務所の取消前の記録から申立人の資格取得日は平成5年5月17日、資格喪失日は同年10月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年11月20日から34年8月21日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

一方、昭和19年4月1日から20年4月30日までの期間及び20年7月20日から21年4月8日までの期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月1日から20年4月30日まで  
② 昭和20年7月20日から21年4月8日まで  
③ 昭和31年11月20日から34年8月21日まで

私は、小学校高等科を卒業して最初に勤めたA事業所の昭和19年4月1日から20年4月30日までの勤務期間の厚生年金保険の記録が無い。また、B社C工場に昭和20年7月20日から21年4月8日までの期間は結核のため入院し休職しているが、資格喪失しているはずはないので再調査をお願いしたい。

さらに、D事業所を退職したとき、脱退手当金を受け取った覚えがないのに、脱退手当金を受け取ったことになっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③の脱退手当金については、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年2か月後の昭和35年10月5日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするが、脱退手当金の支給日より以前で、申立期間より前の3回の被保険者期間についてはその計算の基礎

とされておらず、未請求となっているところ、4回の被保険者期間のうち、3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金の請求については旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和34年10月22日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 一方、申立期間①及び②については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料が無い。

また、申立期間①については、A事業所は、昭和41年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所とはなっていない上、同事業所は、43年6月1日に全喪事業所となっていることから、申立期間①当時の勤務期間や厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

さらに、申立期間②について、申立人は、「結核のため入院し休職しており、資格喪失しているはずはない。」と主張しているが、厚生年金保険における休職者に対する取扱いについては、昭和19年10月3日付け年保発第38号により、「休職中給与を支給しない場合で、名義は休職であっても、実質は使用関係がないと認められる場合には、被保険者の資格を喪失させること。」と通知されており、社会保険事務所保管のB社に係る申立人の被保険者名簿においても、20年5月8日資格取得、同年7月20日資格喪失及び21年4月8日で資格再取得、27年6月30日資格喪失となっていることから、結核で入院していた期間については、給与が支給されず、事業主から資格喪失届が提出されたものと推認される。

これらを総合的に判断すると申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から 42 年 6 月 23 日まで

私は、夫と同じ会社に勤めた期間を追加しようと思い社会保険事務所に行った際、その期間は脱退手当金として昭和 43 年 1 月 24 日に支給済みであると回答された。もらった覚えがないので、その期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は旧姓のまま変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 42 年 8 月 8 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金被保険者期間をその計算の基礎とするが、申立期間より前の 3 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、4 回の被保険者期間のうち、3 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月 5 日から 45 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 12 月 14 日から 49 年 9 月 29 日まで

私は、A 社会保険事務所で厚生年金保険の支給手続を行ったところ、当時の B 社会保険事務所で、昭和 51 年 8 月 4 日に脱退手当金支給済みとの回答であった。私は脱退手当金を断じて受領していない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 11 か月後の昭和 51 年 8 月 4 日に支給されたこととなっており、当時の事業所の担当者も事業所で代理請求はしていなかったと述べていることから事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給されたこととなっている時期は、国民年金に加入し、夫婦で国民年金保険料を納付しており、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難いことに加えて、社会保険事務所の被保険者原票には「脱」表示がない。

さらに、脱退手当金裁定申請書の申請者名は旧姓となっており、昭和 49 年 11 月に入籍し改姓されていることから、申立人が旧姓のままで脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年12月29日から54年1月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を54年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年12月29日から54年1月1日まで  
② 昭和54年2月1日から同年3月1日まで

A事業所の臨時職員として、昭和53年9月1日から同年12月の最終勤務日までの期間及び54年2月1日から同月28日までの期間勤務していたのに、53年12月と54年2月の厚生年金保険の加入記録が欠落しており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が、申立期間において、申立人を雇用していたことを認めている上、申立人の勤務条件が1日7時間で週5日勤務であること、及び申立期間①直前の昭和53年9月1日から同年12月29日までは厚生年金保険の被保険者であったことから、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者となるべき雇用条件であったことが認められる。

また、申立期間①の厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細及び源泉徴収票が存在する上、当該事業所も、雇用慣行上、昭和53年12月29日付の資格喪失の届出が誤りであったことを認めている。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、昭和53年12月分の給与明細の厚生年金保険料控除額から、7万2,000円とすることが妥当である。

しかしながら、申立期間②については、雇用期間2か月以内の臨時雇用で、当該事業所も厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第12条第2項を理由に、当初から厚生年金保険の被保険者とししない取扱いであったと回答している上、同じ条件の他の雇用者についても厚生年金保険の加入手続が行われていないこと、及び厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等も無いことから、申立人の主張は認め難い。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していないと思われるとしており、事業主が資格喪失日を誤って届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和53年12月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、昭和39年12月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年4月から同年7月までは1万4,000円、同年8月から同年11月までは1万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月13日から同年12月31日まで  
社会保険庁の記録では、A株式会社（現在は、B株式会社。以下同じ。）の資格喪失日が昭和39年4月13日となっているが、実際は同年12月31日まで勤務していた。勤務実態の事実が確認できる同社の被保険者名簿を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管している被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は昭和39年12月31日と記載されている。

また、社会保険事務所に保管しているA株式会社に係る被保険者名簿では、申立人は昭和39年4月13日に資格喪失しているとされているにもかかわらず、同年8月に標準報酬月額の定時決定が行われたことが記録されており、社会保険事務所における年金記録に係る管理及び処理が不適切であったと推認することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和39年12月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録及び当該事業所が保管している被保険者名簿の記録から、昭和39年4月から同年7月までは1万4,000円、同年8月から同年11月までは1万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から34年9月2日まで  
② 昭和34年8月28日から35年8月21日まで  
③ 昭和35年8月19日から40年9月1日まで

A年金相談センターに厚生年金保険の期間照会をしたところ、脱退手当金が支払われているので厚生年金保険の受給資格は無いといわれた。脱退手当金が支払われたという時期には、義兄の会社で働いていたので脱退手当金の請求はしませんでした。

受けてもいない脱退手当金を支給されたということで厚生年金保険を受給する権利が無くなるのは納得がいきません。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年6か月後の昭和42年3月17日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、「B社（申立期間③に係る事業所）を退職した後2か月後に義兄の会社で働いており、脱退手当金を請求するはずがない。」と主張しているところ、申立人の雇用保険の記録によると、脱退手当金が支給決定されている昭和42年3月17日を含む申立期間後の40年11月1日から44年6月30日まで事業所で勤務していることが確認できることから、申立人の主張は信用できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から45年3月まで

私は昭和36年11月に会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時に、国民健康保険と国民年金に同時に加入し、A区及びB市で自宅に集金に来た徴収員に国民年金保険料を納めていた記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続、申立期間の国民年金保険料の納付場所、納付金額、納付方法等についての記憶が明確ではなく、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は、国民年金に未加入の期間で保険料を納付できない期間であり、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間以外でも申立人が国民年金に加入した記録は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1010

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 45 年 3 月までの期間及び 45 年 9 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から 45 年 3 月まで  
② 昭和 45 年 9 月から 48 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和 45 年 9 月ごろと 46 年春ごろの 2 回に分けて約 5 万円ずつ納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年及び 46 年に 2 回に分けて申立期間の国民年金保険料を特例納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 50 年 7 月ごろに払い出されていることが確認できることから、それより前の 45 年及び 46 年に申立期間の保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が主張している申立期間の国民年金保険料の納付金額は、昭和 45 年及び 46 年に特例納付制度を利用し申立期間の保険料を納付した場合の保険料額とは大きく異なっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間以外にも未納期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1011

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 47 年 3 月まで

私は昭和 41 年 4 月から平成元年 4 月に独立開業するまで、A 区 B の事業所に勤務していた。20 歳になった時に店の主人から国民年金に加入したと告げられたことと給料から保険料が引かれていたことを覚えている。昭和 43 年 9 月から 47 年 3 月までの期間が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金事務組合（C（事務組合名））において昭和 47 年 2 月 24 日以降に払い出されており、この時点では、申立期間のうち 44 年 12 月以前は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、同事務組合が国民年金保険料の収納業務を開始したのは昭和 47 年 4 月であり、申立人の徴収開始時期も同年同月であることが確認できることから、申立期間の保険料を同事務組合に納付することはできない。

さらに、申立人は、勤務先の経営者が申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、当該経営者も既に亡くなっており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 千葉国民年金 事案 1012

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 3 月から 45 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 45 年 6 月まで

私は、昭和 39 年 3 月に出産のため仕事を退職し、1 年後、引っ越しを契機に夫に勧められて A 市 B 区 C 出張所で国民年金に加入した。証拠資料は無いが、昭和 41 年 3 月から 45 年 6 月までの国民年金保険料は納付したはずであり、記録が未納となっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法、金額等についての記憶が明確ではなく、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は昭和 45 年 7 月 3 日で任意加入と記録されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳の昭和 45 年度国民年金印紙検認記録の 4 月から 6 月までの欄には、「貼付不要」と記載されており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1013

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から51年3月まで

私は、国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和45年1月から51年3月までの納付事実が確認できなかった。A市役所から国民年金特例納付案内書が送付されてきたので、昭和54年6月ころにB社会保険事務所で申立期間の未納保険料の30万円を納付した。特例納付で保険料を納付しているのに、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年6月ころ、申立人自身がB社会保険事務所の窓口へ出向き申立期間の保険料を一括して現金で30万円を納付したと主張しているが、当時、同社会保険事務所では過年度納付及び特例納付の現金での保険料納付を取り扱っていないことから、申立人の主張には不自然さがうかがえる。

また、申立人は、特例納付で保険料を納付したとする申立期間直後の昭和51年4月から53年3月までの期間が未納となっていることに加えて、申立人の妻についても、51年7月から53年3月までの期間の保険料が未納となっており、申立人の保険料の納付意識が高いとは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの期間、平成 5 年 3 月、7 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 8 年 3 月から 12 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで  
② 平成 5 年 3 月  
③ 平成 7 年 4 月から同年 9 月まで  
④ 平成 8 年 3 月から 12 年 2 月まで

私は、国民年金の保険料を 25 年間納めないと受給できないことを聞き、昭和 54 年 5 月から平成 12 年 2 月までの間、遅れることはあってもまとめて保険料を納めてきたのに未納期間があるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料について、遅れることはあっても市役所の出張所でまとめて納付していたと主張しているが、申立人は、具体的な保険料の納付状況の記憶が無い上に、申立期間についても、追加変更を行うなど申立内容が定かでない。

また、申立期間の 4 か所以外にも未納期間が 3 か所散見されており、申立人は、保険料の納付意識が高いとは言い難く、申立期間の保険料が納付されていたとは認め難い。

さらに、保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案1015

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から48年2月まで

私は、昭和43年8月から43年2月までの国民年金保険料の記録を照会したところ、未納であるとの回答であった。申立期間当時は兄夫婦と一緒に生活しており、兄夫婦とも保険料を納付していたのに、私だけが納付していなかったことになっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年8月以降に払い出されていることから、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付状況を具体的に記憶していない上に、申立人の父、母及び兄は既に他界しているため、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案1016

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで  
昭和50年春、A町役場から国民年金の未納の知らせがあり、同年3月か4月ごろ同町役場で未納を確認し、その場で母の5年分と私の4年分の保険料を納付した。昭和46年度、48年度及び49年度に免除申請した記憶は無く、免除制度自体知らなかった。同時に納めた母は納付済みとなっているのに、私の記録が未納及び申請免除になっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和50年に一括納付したと主張しているが、申立期間以前にも未納期間（昭和43年度）が存在し、また、申立人は免除制度を知らないと主張しているが、一緒に納付したとする申立人の母親は、申立期間のうち46年度が申請免除となっている（後に追納している）など、申立内容に不自然な点が見られる。

さらに、一緒に納付したとする申立人の母親は、申立期間のうち昭和49年度は未納となっている。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1017

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から40年3月まで  
申立期間については母が国民年金の加入手続を行い、毎月100円の保険料を集金人に納めていたのに、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年11月時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号は払い出されていないことが確認できる。

また、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人が国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったと主張するその母親は既に亡くなっており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明確である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案1018

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から4年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から4年7月まで

私は結婚後すぐに国民年金に加入し、夫は自営業を営んでいたため、厚生年金保険加入期間を除き、夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていた。申立期間について、夫が納付済みとなっているにもかかわらず、私が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年7月に厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い、国民年金被保険者資格を再取得しており、当該加入手続は申立人の夫が行ったと主張しているが、夫は当該加入手続の時期等を覚えておらず、申立人自身は当該加入手続に関与していないため、当該加入手続の状況が不明確である。

また、申立人は、平成4年8月から5年3月までの国民年金保険料を時効直前の6年9月27日に一括で納付しており、その直前の申立期間については、時効により納付できなかったものと推認される。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 2 月から 54 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月から 54 年 7 月まで

私は、昭和 44 年 2 月に勤務先を退職した後、A 市職員の勧奨により国民年金に加入し、当時の B 信用金庫（現在の C 信用金庫）の預金口座から自動振替で国民年金保険料を納付しました。申立期間が未納となっていることには納得がいきません。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 2 月から金融機関の自動振替により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当時申立人が居住していた A 市では、金融機関の口座振替による保険料徴収を開始したのは、52 年 4 月であることが確認でき、申立内容に不自然な点が見られる。

また、申立人が B 信用金庫に国民年金保険料の自動振替を設定したのは、平成 4 年 1 月 8 日であったことが確認でき、その時点では申立人は国民年金に加入しておらず、当該自動振替の設定は、当時国民年金に加入していた申立人の妻の保険料納付のためのものと推認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和 52 年 2 月以降となっており、この時点では、申立期間のうち 49 年 12 月以前の保険料は時効により納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで  
私が20歳になった昭和50年1月に、母が私の障害年金などを心配し、A区役所B支所に出向き、私の国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料は、母が集金人に納付しているはずであり、未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人が20歳になった昭和50年1月に国民年金の加入手続を行い、保険料を自分の分と一緒に納付していたと主張しているが、C社会保険事務所が保管していた領収済通知書によると、50年4月から52年3月までの保険料は52年10月1日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の母親が自身の分と一緒に申立人の保険料を納付していたとする申立内容と矛盾している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年10月ごろ払い出されており、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、その他の周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 8 月に市民センター国民年金課から特例納付の案内書が届いたので、47 年 4 月から 49 年 3 月までの未納分を、離婚した妻が市民センターで納付したのに、未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る保険料の特例納付を行ったとする元妻の納付状況は、申立人の申立期間と重複する昭和 47 年 3 月から 51 年 3 月まで、申立人と同様に未納となっている。

また、元妻は、申立人と同様に自分宛にも特例納付の案内書が届き、相談した相手は覚えていないが、案内書の未納期間を納付しなくても将来年金を受け取ることは可能であると言われたので納付しなかったと述べている上に、申立人の未納期間についても同様に支払っていないと述べている。

さらに、申立人が特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写し等）も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年3月まで  
昭和50年11月27日にA郵便局の隣の集会所で国民年金の相談会があり、その際、「7年さかのぼって入っておいたほうが良い」と勧められ、郵便局で私の貯金から現金を有るだけ下ろして、42年4月から48年3月までの6年分の保険料を納付した。この時に発行してもらった一時預り証が有るので、申立期間の保険料が未納になっているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B銀行C支店移動出張所が発行した昭和50年11月27日付けの一時預り証及びその翌日の同年11月28日付けの6枚の国民年金保険料領収証書（申立人の48年4月から49年3月までの保険料、申立人の夫の43年4月から47年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の保険料に係る領収証書）を所持しており、当該一時預り証は申立期間の保険料に係るもので、当該領収証書とは別のものであると主張している。しかしながら、当該一時預り証と当該領収証書とは、銀行名、領収書枚数及び金額が合致しており、当時の当該銀行での収納処理を踏まえると、当該一時預り証は当該領収証書に係るものであると考えられる。

また、当該一時預り証に記載されている金額は、申立期間の保険料を昭和50年11月に特例納付した場合の保険料額とは一致しない。

さらに、このほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案1023

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月から60年3月まで  
成人して国民年金保険料納付義務が発生したので国民年金に加入し、申立期間の保険料は、結婚前は母が、結婚後は夫が納付していたのに、未納となっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、結婚前は申立人の母親が、結婚後は申立人の夫が納付していたと主張しているが、母親及び夫の記憶が明確でなく、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与していない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年8月13日以降に払い出されており、その時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫は、申立期間について、国民年金に未加入となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、41 年 4 月から 43 年 3 月までの期間、51 年 12 月から 53 年 12 月までの期間及び 55 年 1 月から 58 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで  
② 昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月まで  
③ 昭和 51 年 12 月から 53 年 12 月まで  
④ 昭和 55 年 1 月から 58 年 1 月まで

申立期間については、当時住んでいた役場の窓口において国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納めた記憶があるので、未納になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法、納付場所、納付金額等についての記憶が定かでない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付状況が不明確である。

また、申立期間は合計 98 か月と長期間である上、申立期間以外の国民年金加入期間についても、10 か月の申請免除期間を除きすべて未納となっており、納付意識が高かったとは言い難い。

さらに、申立期間①については、当時同居していた申立人の両親も未納となっており、申立期間②、③及び④については、申立人の妻も未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月から 23 年 9 月まで  
昭和 22 年 4 月から 23 年 9 月までの期間、私は A 株式会社 B 出張所（後の C 株式会社）に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、記録の訂正についてのあっせんを求める。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の上司及び同僚等の名前を記憶していることから、申立期間について A 株式会社 B 出張所及び C 株式会社 D 出張所に勤務していたことは推認することはできる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する厚生年金保険適用事業所名簿では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として記録されていない。当時の上司、同僚等も確認できないため、申立人に関する証言等は得られなかった。申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

さらに、当該事業所は平成 10 年 8 月に倒産・解散しており、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況等について、事業主等から聴取することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から 32 年 3 月 9 日まで

私は、昭和 29 年 4 月から 32 年 3 月 9 日まで A 市 B 町の C 事業所に住み込みで働いておりました。当時、被保険者証をもらった記憶があり、厚生年金保険には加入していたと思いますので、厚生年金保険加入期間を追加するよう申立てします。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時の仕事内容、雇用形態等について具体的に述べていること、申立人が所持している「退職時の記念品贈呈目録(写)」から、申立人が C 事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管している厚生年金保険適用事業所名簿では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として記録されていない上、A 市 B 町に当該事業所は現存せず、事業主等から、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、申立人は、同僚の氏名を覚えておらず、同僚からの証言も得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月から21年10月まで

厚生年金保険加入期間について記録照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実がない旨の回答を受けた。申立期間については、A県B町のC株式会社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであり、記録が無いのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、仕事の内容や雇用実態について具体的に述べていることから、申立人がC株式会社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、当該事業所は昭和20年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、社会保険事務所が保管する申立期間当時の一連番号による厚生年金保険被保険者名簿に申立人及びその同僚の氏名の記載が無い上、当該同僚からの供述も得られない。

また、社会保険事務所の記録では、当該事業所は昭和40年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主等から聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 1 日から 45 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 11 月 21 日まで  
③ 昭和 47 年 3 月 1 日から同年 6 月 20 日まで

私は、A株式会社、B株式会社及び株式会社Cの3事業所について、脱退手当金をもらっておらず、これらの事業所について、再度、厚生年金保険記録の確認及び訂正を第三者委員会に対して申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されている頁と前後5頁に係る女性被保険者のうち、申立人の厚生年金資格喪失日である昭和47年6月20日の前後約1年に資格喪失した者28名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金を受給した者はいないことから、事業主から代理請求がなされた可能性は低いものと考えられる。

しかし、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

また、脱退手当金を受給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、当時の脱退手当金請求書には「はじめて被保険者として使用された事業所名、所在地」、「最後に被保険者として使用された事業所名、所在地」及び「かつて加入し又は現在加入している公的年金制度の事業所の名称、所在地及び期間」をそれぞれ記

載することになっていたところ、これにより昭和 48 年 2 月 7 日に支給決定される脱退手当金は、申立期間を含む支給日前の 3 つのすべての事業所の厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、一連の事務処理も申立期間を含む脱退手当金が支給されたものとなっており、不自然な点はない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から43年8月20日まで  
② 昭和43年10月1日から44年3月1日まで  
③ 昭和47年10月1日から49年4月1日まで

私は、A社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について問い合わせたところ、申立期間①B株式会社、②C株式会社、③D事業所の3か所の事業所については、脱退手当金を受給済みとのことであった。脱退手当金をもらった記憶は無いので、再度調査をお願いします。

## 第3 委員会の判断の理由

D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者39名についてサンプル調査を行ったところ、脱退手当金を受給した者はいないこと及び申立期間の脱退手当金は申立期間に係る資格喪失日から約3年後の昭和52年3月25日に支給決定されていることから、事業主により代理請求がなされた可能性は低いものと考えられる。

しかし、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

また、脱退手当金の支給対象期間が3つの事業所に渡っており、当時の脱退手当金の請求書には「初めて被保険者として使用された事業所名、所在地」、「最後に被保険者として使用された事業所名、所在地」及び「かつて加入し又は現在加入している公的年金制度の事業所の名称、所在地及び期間」をそれぞれ記載することになっていたこと及び3つの事業所の厚生年金保険被保険者期間が漏れなく脱退手当金の対象期間として支給決定されてい

ること並びに支給決定された昭和52年3月25日時点では、オンライン化前であることを踏まえると、申立人の意思に反して請求されたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 20 日から 54 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 6 月 14 日に前の職場を退職し、同月 20 日に A (株) に入社した。照会申出書を提出したところ、厚生年金保険の資格取得日が昭和 54 年 2 月 1 日になっているが、入社してすぐ厚生年金保険と健康保険に加入していたはずであり、健康保険により病院にも通院していたのでこの記録には納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 株式会社に勤務していたことはうかがえる。しかしながら、複数の同僚から申立人の勤務期間について証言を得られたものの、いずれの証言も期間及び内容が不明確であるため、申立人が申立期間において同事業所に勤務していた時期については、特定することはできなかった。

また、同事業所は平成 20 年 6 月 30 日に解散しており、代表清算人から、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用については、既に関連資料が無いと不明との回答があった。

さらに、申立人は、健康保険被保険者証により医療機関で受診していたと主張しているが、健康保険の被保険者であったことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

加えて、当該事業所での申立人及び申立人の厚生年金保険資格取得年月日が近い同僚 3 名の雇用保険の資格取得年月日は、いずれも厚生年金保険の資格取得年月日と同日となっていることから、申立人の厚生年金保険の取得年月日だけを誤ったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月から同年11月まで  
② 昭和29年2月から同年11月まで

私は、昭和20年1月から27年11月まで株式会社A及びB株式会社に、また、29年2月から31年12月ころまでB株式会社及びC株式会社D工場に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていない。B株式会社の実質的経営者であった元専務に厚生年金保険加入記録があるのに、私の同社における厚生年金保険加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容に関する具体的な供述及び当時の同僚と当該事業所の元専務の供述から、申立人が申立期間においてB株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が挙げた元専務は、申立人が工場責任者として勤務していたこともあり、厚生年金保険の加入記録が無いことは考えられない旨供述しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人及び当時の同僚が申立人と一緒に当該事業所D工場において勤務していた旨を供述している申立人の実弟に係る当該事業所における厚生年金保険加入記録も無い。

さらに、昭和28年12月1日から当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった29年12月1日までの間に、当該事業所における新規厚生年金保険資格取得者はいない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月から21年3月まで

私は、A中学の夜間部に在学中だったが、昼間部の生徒が学徒動員されたため授業がなくなったので、B株式会社（現在は、C株式会社。以下同じ。）に勤務していた実姉の紹介で同事業所に昭和20年1月に就職し、21年3月まで勤務した。しかし、この期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

C株式会社から提出のあった入職名簿から、申立人が昭和26年4月9日から27年6月10日まで在籍したことは確認できる。

しかしながら、申立期間において、申立人が在籍していたことを確認できる関連資料は無いと事業主は回答している。

また、申立人が同僚として挙げた3名については特定することができない上に、上司として挙げた元副社長からも有力な供述が得られないことから、申立人が申立期間においてB株式会社で勤務していたことを確認できない。

さらに、申立人が申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無い。

加えて、厚生年金保険被保険者名簿の昭和17年6月1日から21年10月8日までの期間について、申立人及び実姉の厚生年金保険被保険者記録は無く、整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月から 19 年 10 月まで

私は、昭和 18 年 4 月から 19 年 10 月までの間、A 社（現在は、株式会社 B。以下同じ。）に勤め総務で給与計算の仕事をしていた。当然、厚生年金保険に加入していたので、記録確認の上加入期間に訂正するよう申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 18 年 4 月から 19 年 10 月まで株式会社 B に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであると主張しているが、当該事業所は昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無い。

さらに、事業主への照会回答でも、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除を認定できる関連資料や供述を得ることはできない。

加えて、申立人から同僚として名前の挙がった二人は、既に他界しており供述は得ることはできないため、申立人の勤務状況等は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 25 日から 37 年 10 月 26 日まで  
② 昭和 37 年 10 月 29 日から 38 年 9 月 17 日まで  
③ 昭和 38 年 11 月 6 日から 40 年 12 月 21 日まで

私は、A 社会保険事務所に国民年金の手続に行った時に、厚生年金保険の脱退手当金を受け取っていると言われた。私は、厚生年金保険に脱退手当金という給付制度があることも知らないので、脱退手当金は受け取っていない。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者名簿における申立人の氏名は、旧姓から現姓に変更されているとともに、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されていることに加えて、脱退手当金支給報告書の氏名も現姓になっている。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 4 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 11 月から 22 年 2 月 13 日まで  
私は、A 事業所に申立期間勤務し、厚生年金保険に加入したと思っていた。当該期間について被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 事業所が保管している命令録により、申立人が昭和 20 年 12 月 14 日に A 事業所に採用され、22 年 2 月 12 日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、C 事業所（旧 A 事業所）が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 26 年 6 月 1 日で、当該事業所の被保険者名簿に申立人の氏名は記載されていない。

また、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細等関連資料が無く、当該事業所の業務を継承した B 事業所も、申立期間における厚生年金保険料の控除を否定している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 43 年 1 月 21 日まで  
昭和 39 年 4 月 1 日に A 社に就職し、その後、同業の B 社に引き抜かれ、  
43 年 1 月 21 日まで勤務していたので、両社の勤務期間を厚生年金保険加入  
期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の状況を具体的に供述していることから、申立期間に A 社及び B 社に勤務していたことはうかがえるものの、社会保険事務所の記録では、両事業所とも厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料が無い上、事業主及び同僚等の所在も不明なため、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から 48 年 12 月まで  
② 昭和 50 年 10 月から 51 年 11 月まで  
③ 昭和 61 年 3 月から 62 年 3 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けたが、昭和 47 年 1 月から 48 年 12 月まで A 社に、50 年 10 月から 51 年 11 月まで株式会社 B に、61 年 3 月から 62 年 3 月まで有限会社 C に勤めていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶から、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間①の A 社については、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる。申立期間②の株式会社 B 及び③の有限会社 C は厚生年金保険の適用事業所となっているものの、社会保険事務所が保管する被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、申立期間①、②及び③における申立人の雇用保険の加入記録も無い。

申立期間②については、申立人の名前を記憶していた社員はいたが、名字を覚えている程度で勤務実態に係る記憶は無いと述べている上、事業主は、申立人は臨時又は試験採用の社員だったと思うと回答している。

申立期間③については、当該事業所は既に解散しているため当時の書類は廃棄されている。元事業主及び当時の社員に申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況等を確認できる関連資

料や供述を得ることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から28年10月1日まで  
② 昭和31年8月21日から32年5月1日まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤めていたので、この期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張する事業所の存在が確認できることから、申立人が申立期間にA社及びB社に雇用されていたことはうかがえるものの、社会保険事務所の記録によると、両事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、A社が昭和35年11月1日、B社が昭和34年9月1日と、いずれも、申立期間より後である。

また、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料が無い上、A社は当時の資料等が残されていない旨回答していること、B社は昭和36年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていて、事業主の所在も不明なこと及び証言可能な同僚等の所在も不明なことから、申立人の主張を認めるに足るだけの関連資料も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 5 月まで

昭和 50 年 1 月に A 株式会社就職し、同年 5 月まで勤務したのに、厚生年金保険被保険者名簿に記録が無いため、当該期間については厚生年金保険被保険者期間に認められないとの回答には納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の勤務時間、業務内容等を具体的に述べていることから、申立人が A 株式会社勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について事業主に照会したものの、当該事業所は事実上倒産状態にあり、現地調査を行ったが現在は月極駐車場となっており、事業主から関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所の記録では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっているが、社会保険事務所が保管する被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録も無い。

さらに、申立人が記憶している同僚についても、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 21 日から 34 年 2 月 2 日まで

社会保険庁の記録によると、A株式会社での厚生年金保険被保険者資格取得年月日が昭和 34 年 2 月 2 日となっているが、実際は 33 年 8 月 21 日から勤務していた。申立期間当時の記念写真及び事業所に在職していたことが記された資格制度職分通知書を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の所持する集合写真の撮影日から、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人が記憶していた同僚 4 人のうち 3 人は、入社から数か月後に厚生年金保険に加入しており、当時、当該事業所では、一般的に入社から数か月後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

また、複数の同僚は、「申立人は定期採用外での入社であり、申立期間当時は正社員としての待遇を受けていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月から 35 年 6 月まで

私は、昭和 34 年 12 月から 35 年 6 月まで、A 株式会社に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の業務内容、同僚の名前等を具体的に述べていることから、申立人が A 株式会社に勤務していたことは推認することができる。

また、申立人が記憶している同僚 5 名のうち 3 名は、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無く、うち 1 名は、当該事業所における厚生年金保険の資格取得日が申立期間より後の昭和 35 年 7 月 2 日となっており、申立期間においては厚生年金保険に加入していない。

さらに、当該事業所は昭和 35 年 8 月 1 日に厚生年金保険を全喪しており、事業主等から申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 2 月 28 日まで

私は、昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 2 月 28 日まで株式会社Aで勤務していたが、この期間について厚生年金保険に加入した事実がない旨の回答をB社会保険事務所から得た。申立期間当時、一緒に勤務していた同僚は厚生年金保険に加入していたのに、自分だけ厚生年金保険の加入期間が無いのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社A及び申立人の同僚の供述により、申立人が、申立期間に株式会社Aに勤務していたことは認められるものの、給与明細書、源泉徴収票等の厚生年金保険料の控除の事実を確認できる資料は無い。

また、社会保険事務所保管の同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和 39 年 4 月から 40 年 2 月までに厚生年金保険の資格取得をした者 7 名の中に申立人の氏名は無く、欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が同僚であったと主張する 12 名について同名簿を確認したところ 8 名が申立期間について厚生年金保険の被保険者となっており、うち 2 名によると「申立人が中学を卒業してきたのは記憶しているが、当時の勤務形態や厚生年金への加入及びいつまで勤務していたかまでは記憶していない。」と供述している上、中学校を卒業して同時期に入社したという同僚を始め 4 名については、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、当時の事業主は、当該事業所に勤務していた者全員を一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことが推認することができる。

加えて、雇用保険の記録においても、同社における申立人の加入記録は確

認できず、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。